



目 次

【巻頭言】	頁
食品を対象とした微生物検査の問題点	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 林 裕造先生が厚労省の食の安全リスクコミ研究会に出席	2
2. 伊藤蓮太郎氏が第2回千葉県食品安全協議会に出席	3
3. 北村忠夫氏が食品衛生監視員等の研修会で講演	3
<hr/>	
【行政情報】	
1. 食安委における BSE 対策に関するリスクコミュニケーションの概要報告	3
2. 第2回牛の月齢判別に関する検討会の開催	5
3. 今冬の感染性胃腸炎の集団発生例について	6
4. 公取委が大規模小売業者と納入業者の取引実態調査結果を公表	7
<hr/>	
【消費者情報】	
今年の干支「酉」鶏と卵の起源を探る ~ 最近の鶏肉や卵に関する情報 ~ (「さっぽろくらしのニュース」から)	9
<hr/>	
【企業情報】	
1. 大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を規制する新告示についての要望 (「明日の食品産業」から)	13
2. 「豆乳類の日本農林規格の改正案」に対する意見書の提出について (「日添協会報」から)	15
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. イタリアにおける市販食品中のコアグラゼ陽性の スタヒロコッカス属菌及び黄色ブドウ球菌について	17
2. 鼠咬症(死亡例) --- 2003年、フロリダ州、ワシントン州	17
<hr/>	
【何でもQAコーナー】	
JAS法及び景品表示法に基づく食品表示の主な留意事項は何か	18

平成 17 年 2 月 15 日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麵連会館 2F TEL/FAX 03-5669-8601

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】**食品を対象とした微生物検査の問題点**

日本食品微生物学会 理事長
(元麻布大学環境保健学部教授)

まるやま つとむ
丸山 務

食品などに係わる微生物検査は目的によって 規格基準試験、食中毒時の特定の病原微生物検出試験、自主衛生管理のための汚染指標菌を中心とした試験検査の3つに大別できる。これらの試験検査は微生物学の基本を踏まえつつも目的によってそれぞれの手法が異なってもかまわないのに、これら3つの整理がつかないままに混乱が生じている。あらためて食品やその環境材料を対象とした微生物試験検査の問題点を考えてみたい。

国は事故を起こしやすい特定のいくつかの食品に対して成分規格や製造基準を定めている。このためそれらの食品に対する試験検査法を定めている。すなわち、が公定法である。したがって、それら食品の規格基準を問う時には国が通知、告示等で示した方法で試験されなければならない。例えば生食用鮮魚介類の腸炎ビブリオの成分規格はMPN100/gであり、その試験法は「腸炎ビブリオの試験方法について(平成13年6月29日 食基発第22号)」に従う。ただし、公定法の中にはかなり古いものがあり、わが国独自のもので国際的には通用しない手法がそのまま見直しもされずにきているものがあり、問題である。は食中毒などに際して原因物質の究明のため、あらゆる手段を駆使しなければならない試験である。そもそも食中毒菌の検査法は歴史的にみれば臨床材料からの病原菌検出手法を食品や拭き取り材料に応用したもので、主に検査を担当する地方衛生研究所や保健所が開発改良してきたものである。長年のしかも豊富な経験から一応何処でも出来る標準的な検査法が確立されているが、これまでに科学的に評価を経た経緯をもたない。もちろん公定法ではない。食中毒統計を国が纏めるのであれば食中毒病原体の標準検査法を国が責任を持って作り上げるべきである。の分野は、自主的衛生管理の必要性が深刻に叫ばれたのが最近のことであり、概念だけが先行して具体的な試験検査法が何処からも、誰からも示されていない。自主管理でありながらすべての検査を公定法で結果を出すことを求めたり、HACCPによる自主管理であるから検査は不要であるなどの間違った解釈による混乱が現実にある。

上記それぞれの問題点は、わが国における食品を対象にした微生物検査法を総合的に検討してこなかった弊害の結果であるように思える。しかしこれまでにわが国には食品を対象にした微生物検査の標準的な作業書が全くなかったわけではない。の分野では法律で定められた方法があるし、検査担当者のバイブル的存在である厚生労働省監修「食品衛生検査指針、微生物編」がある。この「指針」は昨年2004年、14年

ぶりに改定を行い、内容を一新した。主な改正点は の検査法とその根拠法令を全て収録すること、新しい検査法と簡易検査法を出来るだけ収録することに力点を置いた。したがって、一応はここでわが国の行われている標準的な検査法は示されたことになる。特に の目的の検査では、始めて検査に取り組む技術者にとっては心強い参考になるはずである。しかし「指針」はあくまで指針であって、ここに記載された検査法のすべてが公定法ではない。公定法とは のみであることを間違っははいけない。

すべての試験検査は目的によってその手法が異なって当然である。ただし、そのとられた試験法に透明性があり、GLPを含めた試験法の精度が明らかにされなければならない。その意味では と は問題は少ないが、国際的な整合性と最新技術の導入を考えたバリデーションに早急に着手すべきであろう。食品の微生物試験で今最も問題となっているのは の検査をどうするかである。今回の改訂「指針」でも自主管理を目的にした試験法はこの方法を用いるなどと記載してはいない。 は や の検査法を参考にはできるが、そのままでもなくとも良い。その目的から当然多くが簡易で迅速な手法が求められる。しかし何処まで科学的な根拠が保証された方法であることが問われてくる。

上記3つの検査法を整理し、国際的に通用する手法の採用と、特に については目的に合った標準的な作業書を示し、科学的に根拠のあるまた無駄のない検査法の確立を目指すべきである。また、いずれの検査法も技術革新が急速な今、新しい検査法を評価して逐次改訂し、それを公表することが求められている。

【食科協の活動状況】

1. 林 裕造先生が厚労省の食の安全リスクコミ研究会に出席

厚労省の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会」（第3回）が1月13日厚労省会議室において開催され、林座長の進行により議事次第に沿って、(1)研究会構成員の発表、(2)病原性大腸菌O157集団食中毒事件への対応についての考察等について、意見交換等が行われました。

議題(1)では、丸井英二、加藤さゆり、岩淵勝好の各構成員による発表と質疑応答や意見交換が行われました。

議題(2)では、情報企画課の広瀬課長補佐から配布資料の「病原性大腸菌O157集団食中毒事件への対応についての考察」について説明があり、次いで原因究明の調査研究のあり方および原因食品の特定についての問題点をリスクコミュニケーションの立場から議論されました。配布資料は厚労省HP (www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0113-5.html)にあります。(事務局)

2. 伊藤蓮太郎氏が第2回千葉県食品安全協議会に出席

第2回千葉県食品安全協議会が1月20日午後、千葉県自治会館において開催され、同協議会副会長伊藤蓮太郎氏（NPO 法人食科協専務理事）が出席し、急用で欠席された同協議会長山崎幹夫氏（新潟薬科大学長）に代わって、議長役を務めました。

議題（1）「平成16年度、これまでの食品安全行政の取組について」では、岩村裕治室長（健康福祉部衛生指導課食品安全対策室）から、千葉県におけるノロウイルス食中毒の発生状況及び予防法、BSE検査の現状と今後の対応、食品業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めた「千葉県食品衛生法施行条例」の一部改正、県庁内の連絡調整会議である「千葉県食の安全・安心対策会議」の基本指針検討部会と表示部会の活動状況等が説明され、質疑応答が行われました。

議題（2）「今後の取組の方向について」では、岩村室長から千葉県においても更に県民の意見を反映した県民のための食品安全行政を推進する観点から、いわゆる食品安全条例の制定を検討しているため、各委員の意見をお聴きしたい旨の説明があり、各委員からは千葉県らしい特徴のあるものにしてほしいなどの意見が述べられました。（事務局）

3. 北村忠夫氏が食品衛生監視員等の研修会で講演

東京都江東区健康福祉センターにおいて、1月27日に生活衛生課職員研修会が開催され、講師を依頼されたNPO 法人食科協監事の北村忠夫氏が講演をしました。参加者は近隣の区保健所食品衛生監視員を含め約40名でした。講演では、リスクコミュニケーションの解説をするとともに、リスクコミュニケーションの具体的事例として「農薬のポジティブリスト制度」、「BSEの全頭検査」などを取り上げ説明されました。質疑で「より区民に密着したテーマは？」について、「生食用魚介類のノロウイルス対策」、「カンピロバクター食中毒対策」などがある旨の提案をするなど、他にも活発な交換がありました。（事務局）

【行政情報】

1. 食安委におけるBSE対策に関するリスクコミュニケーションの概要報告

第78回食品安全委員会が1月20日同委員会大会議室において開催され、議題の一つとして「食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会 - の概要について（報告）」が資料3に基づき報告されました。

この意見交換会は、食品安全委員会が、今後の同委員会プリオン専門調査会などに

おける議論の参考とするため、また、広く関係者の意見を議論に反映させていくため、厚労省、農水省、都道府県などの協力を得て、昨年10月15日の我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する諮問の後、本年1月17日までに47都道府県50会場において行われました。各地におけるプログラムは、『「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ - 』の内容とプリオン専門委員会における議論について説明(説明者:食品安全委員会委員又はプリオン専門調査会専門委員)』、『リスク管理官庁からの諮問の考え方について(説明者:厚労省及び農水省担当官)』、『会場との意見交換(当日、意見・質問用紙に記入提出された事項を中心に、1時間程度実施)』の3つでした。

全国各地での意見交換会で出された主な意見等は次のとおりです。

BSE 及び BSE 対策一般について

- ・ 国内対策が十分講じられ、vCJD のリスクは十分低減されていることは理解できるが、輸入牛肉(特に輸入再開が議論されている米国産牛肉)については同等の対策が講じられているとはいえないのではないか。
- ・ 欧米と同様に vCJD のリスクは飼料規制と SRM の除去で低減できるのであり、検査はサーベイランスの目的で行うと説明すべき。また、対策は国際的に整合性のとれたものとすべき。
- ・ この時期に種々の対策の見直しをしようとするのは、やはり、米国産牛肉の輸入再開が目的なのではないか。
- ・ BSE 問題は政府の失態によって生じたのに、3年間で見直すのは無責任であり、時期尚早ではないか。
- ・ 早急に国内 BSE 感染の原因を解明すべき。
- ・ 末梢神経からも微量ながら異常プリオンが発見されたとの報道があったが、大丈夫なのか。
- ・ 同居牛から1頭も陽性牛が出ていないのだから、殺処分について検討すべき。

検査について

- ・ 消費者の安心のために全頭検査を継続すべき。経過措置は2重基準で不安を増幅するのではないか。
- ・ 検査してもしなくてもリスクに変わりのない20ヵ月齢以下の牛の検査は止めるべき。経過措置も混乱の元ではないか。
- ・ 自治体が全頭検査を行う場合は期間を区切らず助成すべき。
- ・ 生体検査や20ヵ月齢以下でも判定できるような検査技術の開発、改善を早急に行うべき。
- ・ 20ヵ月齢以下の牛肉について、検査済み、未検査のものが分かるようにすべき。
- ・ EUと同様に30ヶ月齢で検査の線引きをするべき。
- ・ 死亡牛検査が24ヶ月齢以上なのはなぜか。

SRM とその除去について

- ・ 国ごとに SRM 及びその除去の基準が異なるのは混乱の元ではないか。

- ・ ピッシングを早期に中止すべき。
- ・ ピッシングによるリスクはどの程度なのか定量的に示すべき。

飼料規制等について

- ・ 飼料検査の強化など飼料規制の実効性を担保する措置を明らかにすべき。
- ・ 交差汚染が起こらないよう飼料規制の実効性確保が重要であり、飼料がどこからどこへ行っているのかを把握すべき。
- ・ 肉骨粉の有効利用について検討すべき。

その他

- ・ 米国産牛肉の輸入再開に当たっては、政治的な状況に左右されずに、科学的に安全性最優先で取り組むべき。
- ・ 早期に米国産牛肉の輸入を再開すべき。
- ・ vCJDの人から人への感染が心配である。
- ・ 意見交換会で出た意見を今後の議論や政策にきちんと反映させてほしい。また、どのように反映されたのかを明らかにすべき。
- ・ メディアが正しい情報を伝えるよう工夫すべき。

詳しくは、www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai78/dai78kai-siryous3.pdfをご覧ください。

(伊藤 蓮太郎)

2. 第2回牛の月齢判別に関する検討会の開催

厚生労働省及び農林水産省は1月19日午後農水省会議室において、日米牛肉貿易再開問題に関し、米国が実施した牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究の最終報告書について検証を行うため、日米両国の専門家による第2回牛の月齢判別に関する検討会を開催しました。

第2回検討会では、米側から、「牛の生理学的成熟度に関する研究」の最終報告書が提出され、説明を受けるとともに、日・米専門家間で、当該報告書の内容について専門的、科学的な観点から意見交換が行われました。

意見交換の概要及びまとめは以下のとおりです。

- (1) 日本側からA40の月齢分布が17か月齢を境として隔絶していることに関し科学的な説明を求めたのに対し、米国側は、ホルモン分泌の関係で急速に骨化が進むこと、A40とA50は骨化の程度で正確に判別できるため、バラツキが少ないこと、との説明を行った。日本側は、この説明は理解できるとしつつ、追加情報の提供を求めた。
- (2) 日本側から格付基準(A40)で月齢を判別する上で、サンプルのランダム性、結論を導く際の統計分析の不十分さ等についての問題点を指摘し、米国側に追加的な統計分析を求めた。
- (3) 米国側は、日本側のコメントに対し、必要な追加的情報を提供することとなっ

た。

まとめ

日本側専門家から指摘された統計上の課題等に関し、米側から今後提供される追加情報等を受けて、次回の検討会で、日本側専門家において議論し、米側報告書の最終的な評価を行うこととなった。

詳細は農水省のHP

(www.maff.go.jp/soshiki/seisan/eisei/bse/geturei/2/comment.htm) をご覧ください。(伊藤 蓮太郎)

3. 今冬の感染性胃腸炎の集団発生例について

厚生労働省健康局感染症課は1月12日、昨年末から本年年始にかけて広島県福山市内の特別養護老人ホームで42名の入所者が下痢・おう吐等を発症し、うち7名が死亡した事例を始め、他の施設でも集団発生していることから、早急に、都道府県等の把握している事例を集計し、公表しました。その概要は以下のとおりです。

『 感染性胃腸炎は、多種多様な原因によるものを含む症候群であり、主な病原体は、細菌、ウイルス、寄生虫が本疾患の起因病原体となり、ウイルス性の代表的なものに、ノロウイルス、ロタウイルス、腸管アデノウイルスなどがある。

感染症胃腸炎の発生状況については、感染症法第14条に基づき、約3,000箇所の医療機関からの発生届出により、発生動向調査を行っており、本年における発生状況は、例年同様の発生状況である。今冬の感染性胃腸炎の集団発生事例(全国把握分)は、調査施設数236、感染者数7,821、うちノロウイルスが検出された者(ノロウイルスによる感染が疑われる者も含む)5,371、死亡者数12であった。(注:感染症法上は5類感染症に属し定点把握調査となっており、全数を把握する対象とはなっていません。)

集団発生は、例年発生していたと推定されるが、厚生労働省としては、今回の事例を契機に引き続き発生動向を監視するとともに、施設等における衛生管理の徹底により感染の予防、拡大の防止に努めてまいりたい。』

また、施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止を徹底するため、厚生労働省老健局計画長及び同省雇用均等・児童家庭局長から各都道府県等の民生主管部(局長あてに、それぞれ高齢者施設及び児童福祉施設等における「感染性胃腸炎の発生まん延防止策の徹底」を文書で指示しています。例えば、発生予防のための措置としては、「職員及び入所者の手洗い、うがいを励行すること。入所者の健康管理を徹底すること。職員の健康管理を徹底すること。食品調理時の衛生管理を徹底すること。」を指示しています。なお、ノロウイルスに関するQ & Aは厚労省HP(www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)に掲載されています。(伊藤 蓮太郎)

4. 公取委が大規模小売業者と納入業者の取引実態調査結果を公表

公正取引委員会は2月2日、平成16年10月に行った「大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査の結果」を公表しました。

公正取引委員会は、従来から、大規模小売業者と当該事業者に商品を納入している事業者(以下「納入業者」という。)との納入取引について、その公正化を図る観点から、納入取引におけるルールの明確化、実態調査に基づく改善指導、違反行為に対する措置等を講じてきました。その代表例が、納入取引における基本的ルールとして、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為を規制する「百貨店業における特定の不公正な取引方法」(昭和29年公正取引委員会告示第7号。以下「百貨店業告示」という。)です。

百貨店業告示は、いわゆる百貨店、スーパー等を規制対象とするものであり、百貨店業告示で規定している禁止行為については、昭和29年の制定当初の規定が現在まで維持されています。(ただし、景品提供に係る規定は平成8年に削除されました。)

しかし、近年、大規模小売業者については、百貨店、スーパーのほか、衣料、家電、医薬品・化粧品等の専門量販店、ホームセンター、コンビニエンスストア本部等の業種や業態が多様化するとともに、その規模等も拡大しています。

このような現状において、大規模小売業者による納入取引上の問題についての指摘も増加しているなど、百貨店業告示は必ずしも現在の流通の実態にそぐわなくなっています。

そこで、昨年9月22日には、百貨店業告示の見直しを行い、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を効果的に規制する告示(以下「新告示」という。)を制定することを検討する旨を公表しました。その一環として、昨年10月、大規模小売業者と納入業者との取引の実態について、改めて書面調査を実施しました。その結果が2月2日に公表された次第です。調査結果の概略は以下のとおりです。

1. 調査対象及び調査方法

大規模小売業者及び納入業者を対象に書面調査を実施しました。調査票の発送数及び回答状況は以下のとおりです。

(1) 発送数 回答数 回答率

納入業者 6,000社 1,415社 23.6%

大規模小売業者 350社 232社 66.3%

(注1)納入業者に対する書面調査においては、大規模小売業者を、百貨店、大型総合スーパー、ホームセンター、専門量販店、コンビニエンスストア、ディスカウントストア、ドラッグストア、通販業者及びその他の大規模小売業者(地域における有力なスーパー、生協等)と区分しています。

(注2)納入業者は、衣料品・繊維製品、食料品・飲料、酒類、トイレ

タリー・化粧品・医薬品， 家庭用品・その他の商品， 家庭用電気製品
のいずれかを取り扱っている事業者の中から無作為に抽出しました。

2. 調査対象行為類型等

(1) これまでの調査結果や納入業者からのヒアリング等を踏まえ次の行為について調査を実施した。

返品 商品納入後の値引き要請 買取仕入れから委託仕入れ方式への変更要請 特売，創業祭等における低価格納入の要請 プライベート・ブランド商品の受領拒否 従業員等の派遣要請 不当な要請を断ったことによる不利益な取扱い 商品やサービスの購入要請 協賛金等の負担要請 物流センターの設置等に伴う費用の負担要請 多頻度小口配送の要請 その他

(2) また，昨年4月の改正消費税法に基づく総額表示方式の実施後の大規模小売業者と納入業者との取引状況についても，今回，併せて調査を実施しました。

3. 調査結果の概要

(1) 納入業者に対する調査において，指摘の多かった納入取引上問題となる行為

ア 百貨店業告示に規定されている行為

返品（「返品を受けたことがある」〔約80%〕のうち「不当な返品がある」〔約63%〕）

店舗・売場改装等に伴い不要となった商品の返品

展示等により汚損・き損した商品の返品 等

従業員等の派遣要請（「要請を受けたことがある」〔約55%〕のうち「不当な要請がある」〔約68%〕）

棚卸，棚替え，社内事務等のための派遣要請

納入商品の販売促進等により得られる利益の範囲を超えた派遣要請 等

商品納入後の値引き要請（「不当な商品納入後の値引き要請」〔約23%〕）

セールで値引き販売したことを理由とする値引き要請

決算対策を理由とする値引き要請 等

イ 百貨店業告示に規定されていない行為

協賛金等の負担要請（「要請を受けたことがある」〔約63%〕のうち「不当な要請がある」〔約69%〕）

催事（創業祭等），売場改装，広告等のための費用負担要請

納入商品の販売促進等により得られる利益の範囲を超えた協賛金等の要請 等

物流センターの設置等に伴う費用の負担要請（「負担している事例がある」〔約74%〕）のうち「一方的に要請された」〔約46%〕）

商品やサービスの購入要請（「不当な商品やサービスの購入要請」〔約33%〕）

- (2)前回の調査（平成14年）では，納入業者調査において大規模小売業者として区分していた業態は，百貨店，スーパー，専門量販店，コンビニエンスストアであったが，今回の調査ではこれらの業態のほかにも，ホームセンター，ディスカウントストア，ドラッグストア，通販業者を加えたところ，これらの新しく加えた業態においても，納入取引上の問題がみられました。

4. 今後の対応

- (1)百貨店業告示の見直しを行い，早急に新告示の策定を行う。
- (2)大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為について，具体的な情報に接した場合には調査の上，厳正に対処する。
- (3)関係事業者団体に対して傘下会員の独占禁止法遵守体制の整備について，指導を要請する。

詳しくは公取委のHP www.jftc.go.jp/pressrelease/05.february/05020202.pdf をご覧ください。（伊藤 蓮太郎）

【消費者情報】

今年の干支「酉」鶏と卵の起源を探る～最近の鶏肉や卵に関する情報～
（「さっぽろくらしのニュース 2005年1月号」から）



今年の干支は酉ですが、果たしてどんな年になるのでしょうか。今号では、「鶏と卵」にスポットを当てて、鶏の起源から卵に関する知識を紹介します。

人間との共存から用途別に改良された鶏

ふだん食べている鶏肉と卵ですが、その祖先はキジの仲間のヤケイ（野鶏）といわれています。ヤケイはもともと雑食性の鳥でしたが、今から5000年ほど前に人間と共同生活をするようになったといわれ、鳴き声が時計代わりだったり闘鶏などを行っていましたが、やがて肉や卵を生産する実用鶏がつくられています。その後、用途別に改良が進められ、現在では約120品種になっています。

鶏は、大きく実用鶏と鑑賞鶏に分けられますが、実用鶏はさらに卵用種、肉用種、卵肉兼用種に分類されます。卵用種では白色レグホン、肉用種では白色コーニッシュが一般的です。なお、ブロイラーは肉用若鶏の総称として使われています（別掲）。このほかに、アメリカ原産の兼用種の横斑（おうはん）プリマスロック種、ロードアイランドレッド種、ニューハンプシャー種などの卵肉兼用種があります。

観賞用では、日本の代表的な品種では天然記念物に指定された土佐のオナガドリや東天紅鶏、比内鶏などの17種類です。

日本では、縄文後期以降の出土から鶏がいたことが判明し、6世紀末以降の古墳から鶏形のはにわが出土されています。江戸時代に入り、鶏は愛玩用や時を告げる動物として飼われていたようです。卵を食べる習慣は、文明開化がきっかけに徐々に形成され、外国人居留地に住む中国人が上海から卵を輸入するところから増えたようです。

ブロイラーって？ 鶏肉（ブロイラー）の形態と重量の推移

一般的に「ひなどり」「肉用若鶏」と呼ばれ、ふ化後3ヵ月未満の若鶏で、食用目的で飼育されている鶏の総称です。ハーバード、ラミート、チャンキーという輸入された品種がほとんどを占めています。



資料：農林水産省「食鶏取引規格」注)：この歩留りは、通常処理における歩留りの事例
 ブロイラー1羽当たりの重量割合についてみると、部分肉43%、骨17%、食べられる内臓4%、
 食べられない内臓8%、脂肪10%、頭足8%、血液・羽毛10%となります。

鶏肉と卵の一世帯当たりの家計消費（上が札幌、下が全国）

年	区分	世帯人数	鶏卵金額（円）	数量（グラム）	鶏肉金額（円）	数量（グラム）
1999	札幌	3.15	8,136	35.918	10,897	12.459
	全国	3.30	9,038	34.486	11,044	11.660
2000	札幌	3.14	8,328	34.310	10,124	12.875
	全国	3.24	8,931	33.880	10,605	11.591

2001	札幌	3.08	7,085	30.644	8,895	11.238
	全国	3.22	8,493	33.701	10,805	11.644
2002	札幌	3.03	7,045	31.389	8,560	10.708
	全国	3.19	8,549	32.984	11,405	12.061
2003	札幌	3.10	6,846	30.505	8,337	10.781
	全国	3.21	8,085	32.175	10,719	11.618

資料：総務省統計局「家計調査」より

鶏肉の消費はBSEやインフルエンザの影響も

鶏肉の全国の家計調査を見ると2000年まではほぼ横ばいでしたが、翌年からのBSEによる牛肉の代替需要でやや増加しました。

しかし、03年後半には国内外での高病原性鳥インフルエンザの発生により減少し、昨年2月に京都府で高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、全体ではやや減少しています。これに対して、鶏卵は比較的安定しているため、03年もわずかに前年減で推移しています（別掲に「家計調査」資料）。

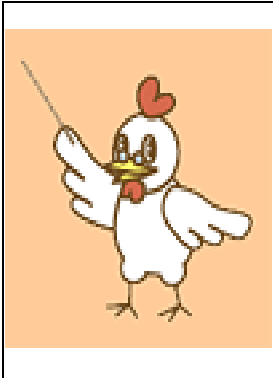
食肉の自給率でみると、全体では2002年度で53%ですが、鶏肉は中国、タイなどからの輸入一時停止措置などから、前年度を1ポイント上回る65%となっています。

札幌市消費者センターによる価格調査では、昨年1年間の鶏肉の価格（100グラム）は、5月の103円を最低に2月の116円が最高値となっています。

鶏卵の規格（6段階に区分）

鶏卵の規格は、国内では昭和40年に農林水産省が制定したものがありません。基準は卵重（パック中の鶏卵1個の重量）で6段階になっており、一般にラベルの色で判断できるようになっています。

種類	基準（パック中の鶏卵1個の重量）
LL	70グラム以上、76グラム未満であるもの
L	64グラム以上、70グラム未満であるもの
M	58グラム以上、64グラム未満であるもの
MS	52グラム以上、58グラム未満であるもの
S	46グラム以上、52グラム未満であるもの
SS	40グラム以上、46グラム未満であるもの



鶏卵の出回り量はわずかに前年より減

これに対して鶏卵の出回り量は、2003年度で261万6,000トン（マイナス1.2%）と推定され、前年度をわずかに下回っています。これは家庭内で消費されるものが、主に国内産の生鮮品で占められていることから、生産量の動向とほぼ一致した動きです。

鶏卵の消費では、その約5割が加工原料卵や外食などで消費されています。そのうちマヨネーズなどドレッシング類の原料として消費される鶏卵の消費量は、家庭での調理方法や外食メニューの多様化などを背景に、年々増加傾向でした。

しかしながら、2001年度を境にドレッシング類の種類の多様化や、嗜好の変化などで減少しています。2001年度には7万5,400トンだったものが翌年度には7万4,800トンに、さらに03年度は6万6,000トン余りと大きく減少しています。

パック詰め卵の表示例

農林水産省 規格 (卵重)  58g～64g 未満 卵重計量 責任者	選別包装者 氏名、所在地	札幌市 区 条 丁目 (株) GPセンター
	品質保持期限 (賞味期限)	年 月 日
	保存方法	冷蔵庫(10℃以下)で保存してください。
	使用方法	生食の場合は品質保持期限内に使用し、品質保持期限後は十分に加熱調理してください。

品質保持期限(賞味期限)とは?

表示された方法に従って保存した時に、その食品の品質がいつまで保たれるかを示したものです。食品のなかでも比較的品质の劣化が遅いものに使用されます。劣化の早い食品(おおむね5日以内)には「消費期限」が表示されます。

鶏卵の輸入では生産量などの影響も

鶏卵の輸入状況を見ると、量的には国内需要量の3～5%程度を占め、国内の生産量、価格動向、円相場などの影響を受けて変動しています。輸入は、鶏卵の用途に応じた手当てが可能であり、近年は年間11～12万トン程度の量で推移しています。

最近では、国内価格が低迷したことに加えて、03年度には年度末に鳥インフルエンザが発生して、消費が落ち込みました。それによって、輸入量は減少となり、11万424トン(マイナス7.7%)と前年度をかなり下回りました。

ちなみに、札幌市消費者センターが先月発表した「年末年始生活物資需給・価格見通し」では、国産鶏肉の価格見通しは前年並みで、需給見通しは鳥インフルエンザの影響から消費の減少があったものの供給量は十分にあり、価格は前年並みが見込まれます。

また、輸入鶏肉の価格見通しは前年並みで、供給量は十分にあり、価格は前年並みが見込まれています。鶏卵については、価格見通しは高値で、飼養羽数の大幅な減少から鶏卵生産量が減少しているため、価格は前年より高値が見込まれそうです。

【企業情報】

1. 大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を規制する新告示についての要望

(財)食品産業センターは平成16年11月、公正取引委員会に対し下記の要望書(同センターの機関誌「明日の食品産業」平成17年1,2月号 第353号(承認番号17FIC第039号)から引用)を提出しました。

16FIC第521号
平成16年11月29日

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引企業取引課長 殿

財団法人食品産業センター
理事長 岩崎充利

大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を 規制する新告示についての要望

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

公正取引委員会におかれましては、当センターが毎年実態調査している食品産業における取引慣行の是正問題について関係業界などをご指導して頂き、また日頃より大規模小売業者の優越的地位の濫用の問題についてご尽力されていることに、改めてお礼申し上げます。この問題に対しては関係業界・企業も、大変関心を持って注目しているところであります。

さて今般、貴委員会が百貨店業告示を見直されるに当たり、当センターといたしましては、下記事項を「新告示」に盛り込まれるよう要望いたします。また今回「新告示」が制定された後には、関連する「流通・取引慣行ガイドライン」につきましても、速やかに改定することを要望いたします。

記

1. 適用を受ける事業者の範囲及びその基準について

一定規模以上の大規模小売業者は、特に業態を定めず全て適用対象にすべきである。

【大規模小売店の基準】

資本の額又は出資の総額が5,000万円以上かつ常時使用する従業員の数が50人以上の小売業者：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(第7条の二-)」では大企業と中小企業を資本額又は出資の総額で規定しており、同基準を準用する。

【理由】

食品を取扱う大規模な小売業者は、販売形態に関わらず、取引時に優越的地位の濫用行為が生じているため、新告示の対象となる小売業者は企業規模によりその是非を判断すべきである。

ただし、ボランタリーチェーンのように、資本関係にない複数の小売業者が共同で仕入を行うチェーンではそれぞれの小売業者の資本の総和で判断する。

2. 適用対象となる禁止行為について

以下の行為は、新たに適用行為にすべきである。

- 1) 流通・取引慣行ガイドライン(以下「GL」という。)に記載はあるが、当センターの調査において毎年報告が多いことから、下記行為は「新告示」に禁止行為として明記して頂きたい。

(1) 協賛金の要請 (GL 該当項目: 第五 - 5)

本項目を「新告示」に明記するとともに、下記の協賛金についても禁止行為として具体的に例示して頂きたい。

新規取引を開始する時や新製品の販売を開始する時に、協賛金等の負担額及びその算出根拠、用途について明確でない要請をすること

納入業者の商品の販売促進に直接関与しない新規開店、改装開店時の販売セール等を名目とした協賛金等を要請すること

(2) 流通センターの使用料、受発注システムの利用料の負担要請 (GL: 第五 - 6)

(3) 押し付け販売 (GL: 第五 - 2)

- 2) 取引契約において過度の品質保証、賠償請求等の項目を含む契約の締結を要求すること

納入業者がその責任範囲を超える品質保証及びそれに伴う損失補填を含む契約の締結を強いられるのは不当である。

最近の事例として大手小売業者が納入卸業者に対して、自己の責任を免れるために「お客様が通常期待する品質と安全性を備えていること」及び「第三者が有する知的財産権を侵害していないこと」といった項目を含む保証書の提出を求めたケースがある。

- 3) 過度の検査・調査を実施するよう依頼し、その費用を負担させること

製造者に対しその責任範囲を超える検査・調査を要求し、かつその費用を負担させることは不当である。

例えば小売店内での保管、運搬等において品質劣化がないか検査を要求すること、中国野菜の未承認農薬問題の発生時に、全ての種類の農薬使用の有無について検査、調査すること等の要求があった。さらに今後「残留農薬等のポジティブリスト化」が実施された時、膨大な農薬の検査を要求すること等が十分想定される。

4) 詳細な製品規格書などの開示要求

企業秘密、ノウハウに属する情報まで開示要求することは不当である。

これらの行為は加工食品のレシピの詳細まで明らかにさせ、後日他の下請業者にそれを開示して同様の製品を作らせ、自社製品にしたりする悪質なケースにつながることもある。

5) GLにある行為を事前に承諾させる契約締結を要求すること

GLにある禁止行為の多くは、「十分に協議することなく」及び「取引当事者間で明確になっていない場合」違法となる。そこで優越的地位にある大規模小売業者は事前に十分協議して条件等を明確にしたことを装うため、そのような契約書を作り、結ぶことを取引業者に強いることがある。実質的に協議する余地なく、こうした契約締結を要求することは不当である。

6) 消費税総額表示に伴う値下げ、規格変更による値下げの要求

割安感を感じさせるための価格設定とするために、総額でも従来と同じ価格になるよう、納入価格の値下げ要求が未だにある。なお、表面上値下げ要求を隠すため、量目を減らすなど規格変更を伴う値下げ要求もある。

3. 告示を見直すに当たって要望したいその他の事項

- 1) 現行の百貨店業告知やGLの規定の文章に多い「あらかじめ計算できない不利益」「十分に協議することなく」「著しく不利益となる条件」といったあいまいな表現は無くして、もっと明確な表現で分りやすくすべきである。

2. 「豆乳類の日本農林規格の改正案」に対する意見書の提出について

日本食品添加物協会は、農水省消費・安全局から同年11月に意見・情報の募集がありました「豆乳類の日本農林規格の改正案」について、同協会技術委員会及び広報委員会において検討し、農水省消費・安全局表示・規格課へ下記の意見書(日添協会報Vol.23 11から引用)を提出しました。

平成16年12月16日

「豆乳類の日本農林規格の改正案」に対する意見書

〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町1-3-9

日本橋三英ビル3階

電話：03-3667-8311

日本食品添加物協会

会長 稲森俊介

「豆乳類の日本農林規格の改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

記

1. 「豆乳の日本農林規格の改正案」に関する意見

(1)意見

豆乳への使用可能な食品添加物を現行通りとしていただきたい。

(2)理由

改正理由として「JAS製品の豆乳にあつては、食品添加物は必要不可欠ではないため、使用不可とする。」とあるが、豆乳メーカーは改良品の開発が極めて困難になり、「良質な製品を提供する観点」と矛盾する。また、「消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する観点」とは食品添加物の使用を必要最低限とすることではなく、食品添加物の利用を含めた加工食品の技術を駆使し、良質で消費者の要望にかなった製品を開発し、その上で食品添加物を含め使用した原材料の情報を正確に伝え、それぞれの消費者の判断に委ねることであると考える。

2. 「調整豆乳の日本農林規格の改正案」に関する意見

(1)意見

調整豆乳への使用可能な食品添加物を現行通りとしていただきたい。

(2)理由

改正理由として「調整豆乳にあつては、食品添加物を必要最小限とするため、酸化防止剤及び強化剤をリストから削除する等の改正を行う。」とあるが、豆乳と同様の理由により適切ではないものとする。

3. 「豆乳飲料の日本農林規格の改正案」に関する意見

(1)意見

豆乳飲料への使用可能な食品添加物を現行通りとしていただきたい。

(2)理由

改正理由として「豆乳飲料にあつては、食品添加物を必要最小限とするため、調味料、酸化防止剤、香辛料抽出物及び強化剤をリストから削除する等の改正を行う。」とあるが、豆乳と同様の理由により適切ではないものとする。

4. 「JAS規格の制度・見直しの基準」に関する意見

(1)意見

今回の「豆乳類の日本農林規格の改正」の基になった「平成13年11月6日農林物資規格調査会決定のJAS規格の制度・見直しの基準」における食品添加物についての記述を削除していただきたい。

ア 消費者向けの農林物資の規格については、原材料の増量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最低限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点

(2)理由

平成15年10月から行われた「JAS制度のあり方検討会」において検討された結果、食品添加物の使用制限に関する表現が適当性を欠く等の理由により、平成16年10月に発表された「JAS制度のあり方検討会最終報告」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

【学術・海外行政情報】

1. イタリアにおける市販食品中のコアグラーゼ陽性のスタヒロコッカス属菌及び黄色ブドウ球菌について

Normanno G, Firinu A, Virgilio S, Mula G, Dambrosio A, Poggiu A, Decastelli L, Mioni R, Scuota S, Bolzoni G, Di Giannatale E, Salinetti AP, La Salandra G, Bartoli M, Zuccon F, Pirino T, Sias S, Parisi A, Quaglia NC, Celano GV. (イタリア・バリ市保健・動物福祉(動物用医薬品)省 Strada prov. le per Casamassima Km 3 70010 Valenzano Bari, Italy) (Int J Food Microbiol. 15;98(1):73 9. Jan 2005)

黄色ブドウ球菌は数種類のエンテロトキシン (SEs) 産生能力を持つごく普通のありふれた微生物である。SEs 汚染食品を摂取すると人間にいろいろな激しい症状の中毒症状を発生させる。この文献では、イタリアで市販されている数種類のコアグラーゼ陽性のスタヒロコッカス属菌 (CPS) 及び黄色ブドウ球菌の存在を調査するとともに、食品工場から採取された食品接触器具の表面拭取り検体の調査結果を報告している。総数で 11,384 検体が試験され、それらの内 1,971 検体 (17.3%) が CPS を含むことが判明した。541 の CPS 株について行われた評価では、黄色ブドウ球菌のエンテロトキシン型別 ABCD、即ち、エンテロトキシン SEA、SEB、SEC、SED 産生の特性が検査され、537 株が黄色ブドウ球菌として同定された。黄色ブドウ球菌の総数 298 株 (55.5%) は 1 種類又はそれ以上の SEs を産生した。即ち、SEC を産生した菌株が 33.9%、SEA を産生が 26.5%、SEA+SEC が 20.5%、SED が 13.4%、SEB が 2.7%、SEA+SEB が 1.7%、SEC+SED が 0.7%、SEA+SEC と SEB+SEC を産生が 0.3%であった。この調査は、これらの微生物が非常に普通に存在するとともに消費者の健康にとってはいつでも発生する可能性のあるリスクとなっていることを強調している。(伊藤 蓮太郎)

2. 鼠咬症 (死亡例) ---2003 年、フロリダ州、ワシントン州

米国疾病予防センター (CDC) Morbidity and Mortality Weekly Report, Vol. 53(51&52); 1198-1202, 2005 年 1 月 7 日

鼠咬症 (RBF: Rat Bite Fever) は、*Streptobacillus moniliformis* (S.m.) 感染による稀な全身感染症である。RBF の致死率は無処置の患者では 7-10% である (1)。S.m. は通常、ラットの鼻腔や鼻咽頭細菌叢で認められる。ヒトは S.m. 感染ラットや保菌ラットによる咬傷やひっかき傷、感染ラットの取り扱い、感染ラットの排泄物で汚染した食べ物や水の摂食により感染することがある (1)。典型的な経過としては、感染後 2-10 日以内に突然の発熱、筋肉痛、関節痛、嘔吐、頭痛を発症し、四肢の斑状丘疹状発疹が続発する (1)。本報告では CDC の原因不明死亡患者および重症患者 (UNEX) 研究事業により同定された、2 名 (フロリダ州での例、52 才女性とワシントン州での例、

19才女性)のRBF急死例の臨床経過と暴露歴について要約する。これらの例は、1)ラットに暴露し急性発症した患者の鑑別診断にRBFを加えること、2)職業上または趣味としてラットに暴露される可能性のある個人の人獣共通感染症の感染予防の重要性、を強調している。

(症例報告、報告者、編集後記、参考文献及び別記要点は省略)

(厚生労働省の文書「米国におけるペット用ラット由来の鼠咬症による死亡事例及びペット用ハムスター由来の野兔病感染事例の発生について(健感発第0121001号平成17年1月21日)」から引用)(伊藤 蓮太郎)

何でもQAコーナー

Q. 新聞報道等でJAS法及び景品表示法に違反する不適正表示の記事が目立つが、一層、適正な食品表示を行うための主な留意事項を知りたい。

A. JAS法は平成14年7月の一部改正・施行により、同法第19条の9に基づく指示及び命令を行った場合は原則として公表すること、同法第24条に基づく罰則が大幅に強化されたことの2点が改正されました。また、景品表示法は平成15年11月の一部改正・施行により同法第4条第2項が新設され、かつ同新設法の運用の透明性と事業者の予見可能性を確保するため「不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針(不実証広告規制に関する指針)」が同年10月に策定され公表されました。当然のことながら、農水省も公取委員会も改正JAS法及び品質表示基準並びに改正景品表示法及び運用指針に基づき、適正な表示の徹底や不適正表示の排除等の業務を重要施策として努力されているものと思われま

(1) 農水省における食品表示の監視指導

地方農政局及びその下部機関として各県に設置された地方農政事務所に、食品表示の監視及び指導を専門的に担当する表示・規格課を設置し、食品全般の表示の監視業務に専従する職員約2,000名を配置し、これらの職員が日常的に小売店舗等を巡回し、表示について監視・指導を実施しています。

平成16年度上半期においては生鮮食品の小売店舗及び中間流通業者における表示実施状況調査等を行いました。その結果の一部は次のとおりです。

農畜水産物(米穀を除く)を販売していた小売店舗(21,790店舗)のうち、ア「名称」については、全商品に表示していた店舗は17,411店舗(79.9%)であり、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,286店舗(5.9%)でした。

イ「原産地」については、全商品に表示していた店舗は15,006店舗(68.9%)であり、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は2,333店舗

(10.7%)でした。

ウ 販売していた商品(3,056,096商品)のうち、「名称」の表示がなかったものは、35,821商品(1.2%) 「原産地」の表示がなかったものは、84,026商品(2.7%)でした。

上記の調査以外にも「養殖」表示に関する生鮮魚介類、「無農薬」等農薬・化学肥料に係る農産物、平成16年産銘柄米及び「そば(加工品)」について特別調査を行っているほか、食品表示110番、食品表示ウォッチャー等を通じて情報が寄せられた個別の案件についての立入検査等を行っています。なお、JA香川県の讃岐うどんに関する不適正表示は香川県独自の調査によるものです。

これらの監視指導を通じて不適正な表示が明らかになった場合には指示・公表等の厳正な措置が執られています。

(2) 適正な食品表示を行うに当たっての主な留意事項

JAS法に基づく品質表示基準が、一般消費者の食品の選択に資するためのものであることを再認識して、一括表示事項(第3条) 表示の方法(第4条) 特色のある原材料等の表示(第5条)等を必ず遵守するようにしなければなりません。

上記と同様に、表示禁止事項(第6条)で禁止されている事項については絶対に表示しないようにしなければなりません。特に、第6条の「(第1号) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語、(第2号) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示、(第3号) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」については、表示しないようにするだけでなく、この各号に該当しないという書類上の根拠を準備すべきと考えます。この書類上の準備をすることは、逆に、上記の第3~5条の表示が適正であることを証明する根拠にもなるからです。

景品表示法第4条第2項に基づく不実証広告規制を遵守する場合の留意点も、上記(2)と同様に、広告、チラシ等を含む表示をするからには、その表示内容を実証できなければなりませんので、その根拠を明確にし、何時でも、誰にでも示せるようにしておくべきでしょう。東京都のHP「改正景品表示法に基づき、事業者による立証責任を初めて追及」が

(www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/s_hogo/sisin/ihan.html) 参考になります。

なお、食品衛生法においては、平成15年5月の同法大改正において、同法第19条(食品等の表示基準の制定)の内容は改正されませんでした。新設の同法第22条(監視指導指針)に基づく「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年8月厚労省告示第301号)では、同指針第3の「重点的に監視指導を実施すべき項目」の中で、「食品等の表示に係る基準についての適合を確認しその遵守を徹底する。」と規定されています。従って、各都道府県においては、平成16年度から、年度ごと都道府県食品衛生監視指導計画の中の「重点的監視指導の実施」の項に「(4) 食品表示対策」を明記し実施しています。

また、健康増進法においては、平成15年5月の食品衛生法大改正と同時に一部改正され、健康増進法第32条の2(誇大表示の禁止)が新設されました。厚労省は同条文の効果的な運用を図るため「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)」を策定、公表し、その監視指導に万全を期しています。

(伊藤 蓮太郎)

編集後記

食科協ニュースレター第23、24号の発行が大変遅れてしまい申し訳ありません。原則として、前月のニュース等を翌月の5日前後を目途に発行することにしていきます。事務局の事情で、第23号(1月号)の発行が20日以上も遅れたため、24号にも影響してしまいました。25号から毎月5日前後に発行できるよう努めます。

平成15年7月から新たな食品安全行政として実施されているリスク分析方式のうち、リスクコミュニケーションは、リスク評価やリスク管理に比べて、殆どのステークホルダー(利害関係者)にとって初めての経験であること、コミュニケーションそのものが苦手であることなどから、その実施についてはまだまだ試行錯誤を繰り返していかざるを得ないと考えています。それにしても、食安委が厚労省、農水省、都道府県などの協力をえて短期間(2ヶ月半)に50会場も集中して実施されたリスクコミュニケーション「日本におけるBSE対策に関する意見交換会」は少なくとも情報の共有化という観点で大いに成果があったに違いないと考えます。

大規模小売業者へ納入する中小業者にとって共通する大きな悩みは不公正な取引を強いられることでしょう。その不公正な取引を防止するため、独禁法に基づき、大規模小売業者に対する優越的地位の濫用を規制する「百貨店業における特定の不正な取引方法」(公取委告示)が定められています。それにもかかわらず不正な取引が後を絶ちません。食産センターの要望、公取委の実態調査結果がそれを裏付けています。この問題は、食品の安全確保の観点からも看過することが出来ません。悪い例の方が多いかも知れませんが、両者が十分に協議し協力し合った結果、安全確保の水準が高くなり品質も向上し販売量も拡大したという良い例もあるようです。両業者には何事も消費者の健康の保護を基本とした建設的な考え方で、公取委には構造上弱者の立場になる納入業者に軸足を置いた考え方で対処していただきたいものと考えます。(伊藤 蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁止します。